

両立支援のための行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年2月12日～令和7年2月11日までの5年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における男性の育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和2年2月～ 育児・介護休業規程の制定
- 令和2年2月～ 制度内容等について従業員への説明および周知
- 令和2年2月～ 男性の育児休業について社内の見やすい場所への掲示

目標2：育児目的休暇を導入し取得を促進する。

<対策>

- 令和2年2月～ 育児目的休暇導入の検討について会議
- 令和2年2月～ 制度内容等について従業員への説明および周知

目標3：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 令和4年4月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和4年4月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標4：子育て費用の助成制度を導入する

<対策>

- 令和 4年 4月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和 4年 7月～ 制度導入、社内報などによる社員への周知

目標5：令和4年7月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻ること）で取得できる制度など）

<対策>

- 令和 4年 4月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和 4年 7月～ 制度導入、社内報などによる社員への周知